

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ① 総人口等の状況

町の人口は令和2年国勢調査で、総人口4,822人で平成27年と比べると9.3%減となり、世帯数は2,063世帯、4.0%減、1世帯当たり人員は2.3人となっている。年齢三階層別では、年少人口（0歳～14歳）が401人（8.3%）で前回は25.5%減、生産年齢人口（15歳～64歳）は2,324人（48.2%）で前回は16.2%減、老年人口（65歳以上）は、2,044人（42.4%）で前回は2.1%増、後期高齢者人口（75歳以上）は、1,135人（23.5%）で前回は2.7%増となり、少子高齢化が進捗している。

##### ② 産業別就業人口の状況

令和2年国勢調査では、就業者総数が2,597人で前回は5.9%減となり、第一次産業が925人で前回は5.0%減、第二次産業が434人で前回は1.9%増、第三次産業が1,223人で前回は8.4%減となり、第三次産業の小売業や飲食業の減少が進んでいる。本町の就業構造は、昭和40年代は約5：2：3であったが、現在は3：2：5の比率となり第一次産業と第三次産業の逆転現象となっている。

##### ③ 産業別構造の状況

###### (a) 農業

町の農業経営体数は令和2年農林業センサスで316経営体となり、前回は10.2%減で、うち法人化していない経営体が282経営体で前回は13.2%減、法人化している経営体は34経営体で前回は26.0%増となっており、1経営体あたりの経営耕地面積は18.2haで平成22年の14.5haから25.5%増となっており法人化による大規模化が進んでいる。

本町では、水稻を基幹作物として、小麦・大豆などの畑作物や野菜を中心に果樹・花き等の施設園芸作物や酪農・畜産など多様な農畜産物が生産されているが、農業経営を取り巻く環境は、安価な輸入農畜産物及び加工品の流入や少子高齢化による国内需要の縮小により産地間競争が激化しており、厳しい状況におかれている。このような状況にあって、安定経営を確保していくためには、需給バランスに応じた安全・安心で高品質な農畜産物を生産するとともに、経営の複合化や多角化、低コスト化、さらには競争力を高める品種や生産技術の導入を図る必要があり、今後の自由競争社会を勝ち抜くことができる農業への“挑戦意欲”を湧かせることが重要である。

###### (b) 工業

令和3年経済センサス活動調査では、事業所数が15、従業員数が367人、製造品出荷額等が101億5,293万円で、令和元年工業統計調査（事業所数が

16、従業員数 415 人、製造品出荷額等 80 億 609 万円) と比較し、従業員数が 11.6%減となっているが、事業所数が 6.3%増、製造品出荷額等は 26.8%増となっている。

本町では、昭和 47 年に三川工場適地、昭和 48 年に山形工場適地、昭和 49 年に古川工場適地を指定し、昭和 57 年には地域振興整備公団により由仁工業団地(本三川)が造成・分譲されており、現在操業している立地企業は 10 社となっており、平成 12 年の 14 社と比較して 4 社、29%減となっている。

企業誘致は昨今の社会経済状況から、大変難しい状況にあるが、農産物などの地域資源と新千歳空港が位置する石狩圏、特定重要港湾苫小牧港が位置する東胆振圏と連動した企業誘致の推進、既存企業等への支援が必要である。

### (c) 商業

令和 3 年経済センサス活動調査によると、町の商業は商店数が 55 店あり、うち卸売業が 8 店、小売業が 47 店となっており、平成 28 年商業統計調査(商店数 66 店、うち卸売業 9 店、小売業 57 店)と比較すると、商店数が 11 店、16.7%減、うち卸売業が 1 店、11.1%減、小売業が 10 店、17.5%減となっている。

また、令和 3 年経済センサス活動調査による従業員数は 298 人で、年間商品販売額は 77 億 5,500 万円で平成 28 年商業統計調査と比較すると従業員数が 39 人、11.6%減で、年間商品販売額が 27 億 2,500 万円、26%減となっている。

近年は自動車保有台数の増加と生活志向の変化などから、購買力が都市圏の大型店等へ流出し続け、地域商業は厳しい状況にある。本町は最大商圈である札幌圏に近く、市街地が 3 つに分かれていることなどから中核となる商業地を形成しにくい実情にある。今後は、個店の自助努力を促しながら、住民ニーズに沿ったきめ細やかなサービスの充実を促進するとともに、まちづくりの方向性に沿って、地域他産業と連動できる商業振興を図る必要がある。

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

由仁町は、道都札幌市や北海道の空の玄関新千歳空港に隣接し、都会に近い田舎で農産品加工業者など農業関連企業が多かったが、近年は交通の要衝に隣接していることから、福祉やIT関連会社の進出もある。

このことから、様々なケースに対応すべく、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、地域雇用の創出や地域経済の発展を図る観点から、太陽光発電に係る設備については、町内に労働者が常駐しない事業所で、かつ、全量売電するための設備は対象としない。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

由仁町は、都市計画区域の指定を受けていないため、工業団地等以外の地域にも企業が点在していることから、由仁町全域を区域対象とする。

### (2) 対象業種・事業

由仁町内の各産業における中小企業の労働生産性の向上を目指すことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間及び5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

健全な地域経済の発展や雇用の安定に配慮し、次の事項に該当するものは認定しないものとする。

- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるもの
- ・人員削減を目的とした先端設備等導入計画